高年齢者の雇用の現状

（令和４年）

本県の高齢化率の推移

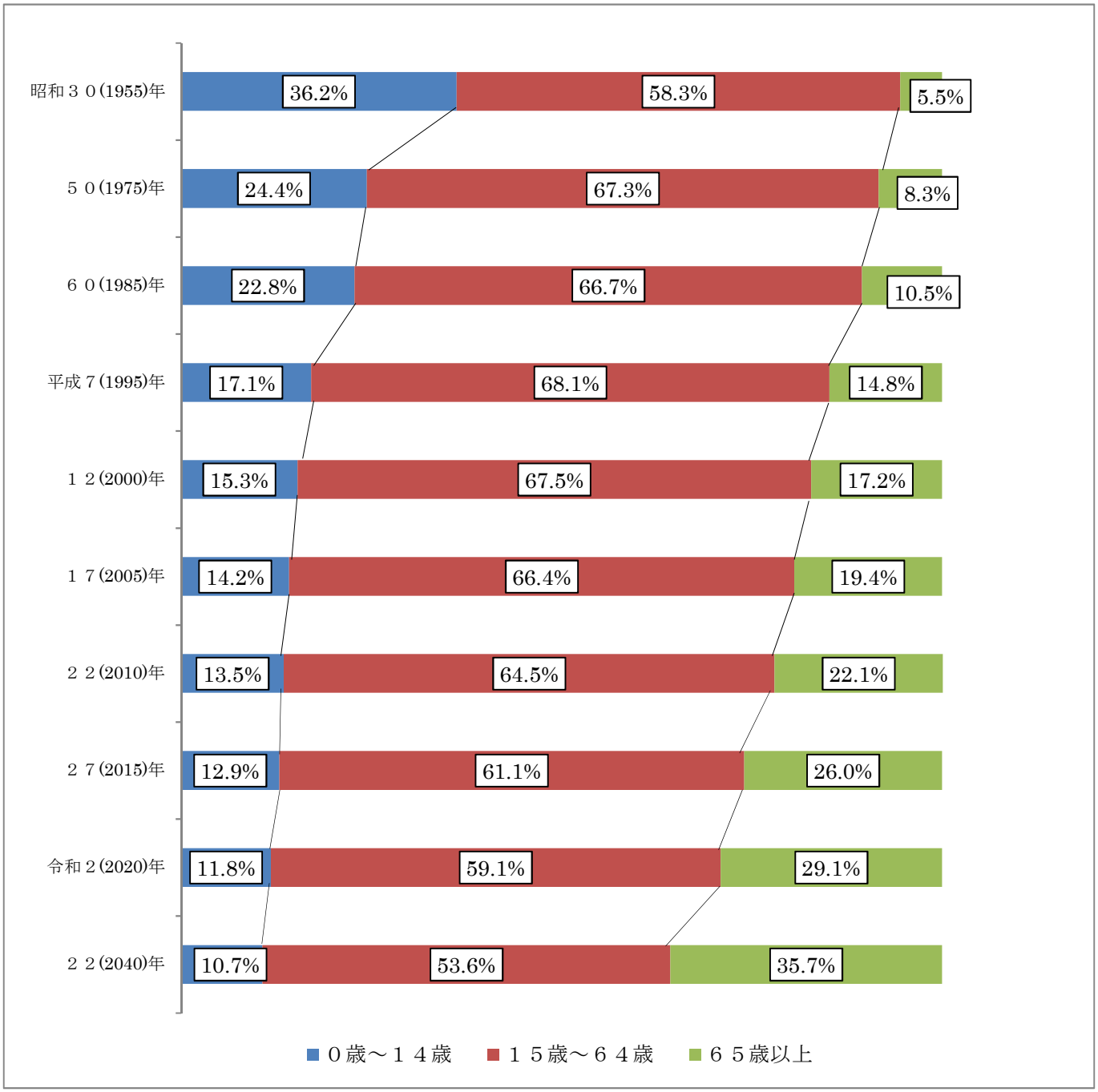

資料「国勢調査」

令和２２(2040)年は国立社会保障・人口問題研究所（平成３０(2018)年３月推計）

栃木労働局職業安定部職業対策課

はじめに

我が国の人口は、戦後一貫して増加を続けてきましたが、2008年の1億2,808万人をピークとして、人口減少局面を迎えています。一人の女性が生涯に産む平均子ども数を示す「合計特殊出生率」は、1974年に「人口置換水準」（人口が長期的に維持される水準。現在は 2.07）を下回り、2005 年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後上昇に転じ、2015年には1.45に回復しましたがその後下降に転じ、2022年には1.27に低下するなど、依然として低水準に留まっています。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、このままのペースでは、2053年には人口が1億人を割り、2065年には約8,808万人になると推計されています。

また、人口が1億人を超えた1967年には、65歳以上の人口が総人口に占める「高齢化率」は6.6%でしたが、2010年には23.0%となり、超高齢社会（高齢化率21%以上）を迎え、2021年には29.1%まで上昇しました。さらに2065年には高齢化率は38.4%と超高水準に至るものと推計されており、それに伴い、生産年齢人口割合も 51.4%まで下がると予想され、労働力人口の減少は避けられないものと考えられています。

このように、世界でも類を見ない急速な勢いで少子高齢化が進行し、労働力の高齢化、生産年齢人口の減少が見込まれていることから、今後、経済及び社会の活力を維持していくためには、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる全ての人の就労促進を図り、そうした全ての人が社会を支える「全員参加型社会」の実現が求められています。

本県におきましても、今後若年労働者が減少していく中で、活力ある地域社会を実現していくためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、働く意欲と能力を有する限り、年齢にかかわりなく生き生きと働ける「生涯現役社会」の実現を図ることが重要です。

「生涯現役社会」を実現するには、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備が課題となっており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）」に基づき、総合的な雇用就業対策を実施していくことが必要となっています。

高年齢者雇用安定法は、65歳までの雇用確保措置に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年の引上げ、70歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止または70歳までの継続的業務委託契約を締結する制度の導入等、高年齢者就業確保措置を講ずる等の努力義務が新設され、令和3年4月1日に施行されました。意欲と能力のある労働者が働き続けることができる環境を整備することが重要であるとともに、労働力としての高齢者の役割も重要となっています。

今回、高年齢者雇用を取り巻く現状について取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いと存じます。

目　　次

１．人口の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．労働力人口の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．高年齢者雇用対策の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．高年齢者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

５．高年齢者の求人・求職状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

６．定年制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

７．継続雇用及び再就職の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

高年齢者雇用安定法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

１．人口の高齢化

わが国では昭和 20 年代後半から出生率が低下するとともに、食生活の改善、医学の進歩等により、平均寿命が伸長し、昭和 50 年代に入ってからは人口の高齢化が急速に進展している。

昭和 22 年に男性 50.06 歳、女性 53.96 歳であった平均寿命が、令和２年には男性 81.64 歳、女性 87.74 歳といずれも右肩上がりに伸びてきていたが、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）等などの死亡率の変化により、令和３年では男性 81.47%、女性 87.57%といずれも前年を下回った。

図２　我が国の人口ピラミッド（2021 年 10 月 1 日現在）

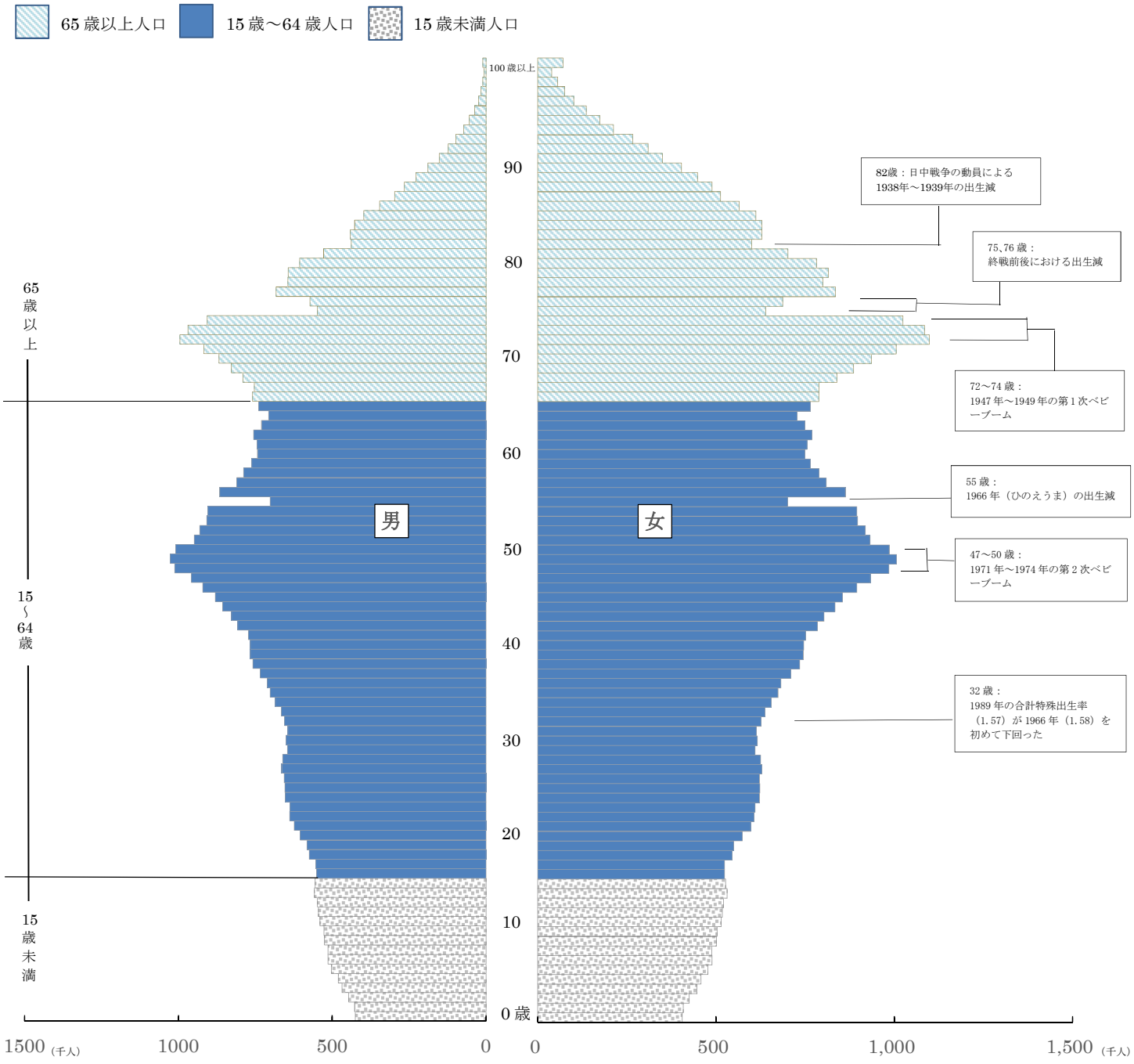

資料出所：総務省統計局「人口推計（2021 年 10 月 1 日現在）

表－2　本県における人口増加の年次別推移

本県の人口増加の推移は、平成8年の199万人から、平成9年には200万人となり、平成23年まで200万人を超えていたが、平成24年には16年ぶりに200万人を下回り、その後も減少が続いている。（表－2）

平成17年度の国勢調査の結果をみると、平成12年から5年間に0.6%(11,635人)が増加となり、5年間に人口が増加したところは、全国15都府県あるが、本県の人口増加率は11番目となった。

その後減少に転じ、平成22年度の国勢調査の結果では、平成17年から5年間に0.4%(8,769人)が減少となった。

令和2年度の国勢調査の結果では、平成27年に比べ2.1%減少し、1,933,146人となり、全国順位は19位であった。

本県の人口を年齢別にみると、昭和60年には15歳未満の割合が22.8%、65歳以上の割合が10.5%であったが、少子高齢化の進展により、令和2年には、15歳未満の割合が12.0%、65歳以上の割合が29.0%となった。

65歳以上人口は平成27年に比べて3.1ポイント上昇しており、今後も人口減少と高齢化が進むと予測される。（表－3）

年 次	人口総数(人)	対前年人口増減(人)	対前年人口増減率(%)
8年	1,993,220	8,830	0.4
9年	2,000,511	7,291	0.4
10年	2,006,254	5,743	0.3
11年	2,009,120	2,866	0.1
12年※	2,004,817	△4,303	△0.2
13年	2,009,064	4,247	0.2
14年	2,010,507	1,443	0.1
15年	2,011,691	1,184	0.1
16年	2,014,874	3,183	0.2
17年※	2,016,452	1,578	0.1
18年	2,015,105	△1,347	△0.7
19年	2,015,233	128	0.0
20年	2,014,650	△583	0.0
21年	2,010,732	△3,918	△0.2
22年※	2,007,683	△3,049	△0.2
23年	2,000,021	△7,662	△0.4
24年	1,993,386	△6,635	△0.3
25年	1,987,119	△6,267	△0.3
26年	1,980,960	△6,159	△0.3
27年※	1,974,255	△6,705	△0.3
28年	1,968,425	△5,830	△0.3
29年	1,961,963	△6,462	△0.3
30年	1,952,926	△9,037	△0.5
令和元年	1,942,313	△10,613	△0.5
2年※	1,933,146	△9,167	△0.5
3年	1,922,445	△10,701	△0.6
4年	1,908,380	△14,065	△0.7

※は「国勢調査」それ以外は「栃木県毎月人口調査（毎年10月1日現在）」

表－3　本県における人口構成

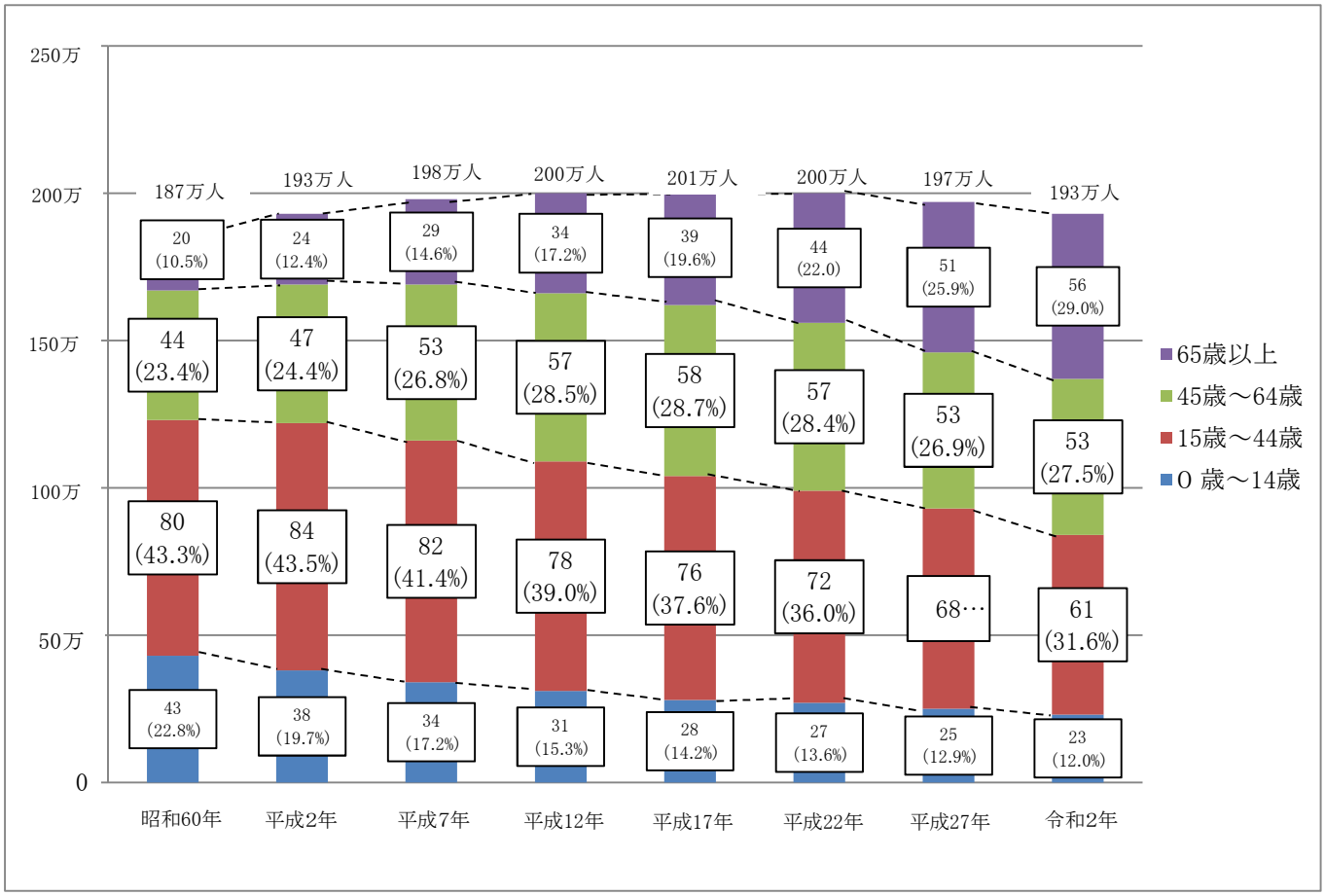

注：（　）内は構成割合　　資料出所：国勢調査

また、15 歳以上の人口は、平成７年～平成 12 年では 3.4%、平成 12 年～平成 17 年では 1.6%、平成 17 年～平成 22 年では 0.3%と増加していたが、平成 22 年～平成 27 年では 1.0%、平成 27 年～令和２年では 1.6%減少となった。

これに対し 55 歳以上の高年齢者の割合は、平成７年で 32.1%（52 万８千人）であったものが、令和２年には 47.5%（80 万 3 千人）と大幅に増加している。（表－４）

表－４　本県における 15 歳以上の人口の推移　（単位:百人）

年別 / 年齢別	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
15～19 歳	1,389	1,220	1,150	935	907	905
20～24 歳	1,360	1,231	1,143	938	846	887
25～29 歳	1,200	1,491	1,315	1,131	1,005	834
30～34 歳	1,306	1,322	1,497	1,317	1,165	995
35～39 歳	1,337	1,259	1,306	1,514	1,328	1,158
40～44 歳	1,553	1,327	1,245	1,315	1,512	1,323
45～49 歳	1,675	1,559	1,356	1,241	1,307	1,499
50～54 歳	1,307	1,682	1,606	1,296	1,213	1,291
55～59 歳	1,152	1,302	1,526	1,512	1,272	1,200
60～64 歳	1,154	1,125	1,291	1,612	1,476	1,245
65 歳～	2,974	3,334	3,802	4,382	5,084	5,587
計	16,407	16,963	17,238	17,193	17,120	16,924

（資料出所：国立社会保障・人口問題研究所　平成 22 年以降は県民生活部統計課）

２．労働力人口の高齢化

本県の労働力人口の年齢別構成をみると、44 歳以下の占める割合は、平成２年の 58.1%から平成７年には 54.2%となり、平成 12 年には 51.3%、平成 22 年には 49.0%、平成 27 年には 47.0%、令和２年には 43.3%と減少が続いている。一方、45 歳以上でみると、平成２年の 41.9%から平成７年には 45.8%となり、平成 17 年には 50.1%、平成 22 年には 51.0%、平成 27 年には 53.0%。令和２年には 56.7%と増加している。特に 55 歳以上の高年齢者については、平成２年の 21.2%から平成 27 年には 32.2%と 11.0 ポイント上昇し、平成 27 年から令和２年の５年間においても 1.3 ポイント上昇している。（表－５）

全国の労働力人口に占める 60 歳以上の割合も平成７年の 13.0%から、令和２年の 21.2%を経て、令和 12 年には 23.9%となり、労働者の５人に１人が 60 歳以上となる見通しである。（表－６）

表－５　本県内における年齢別労働力人口の推移

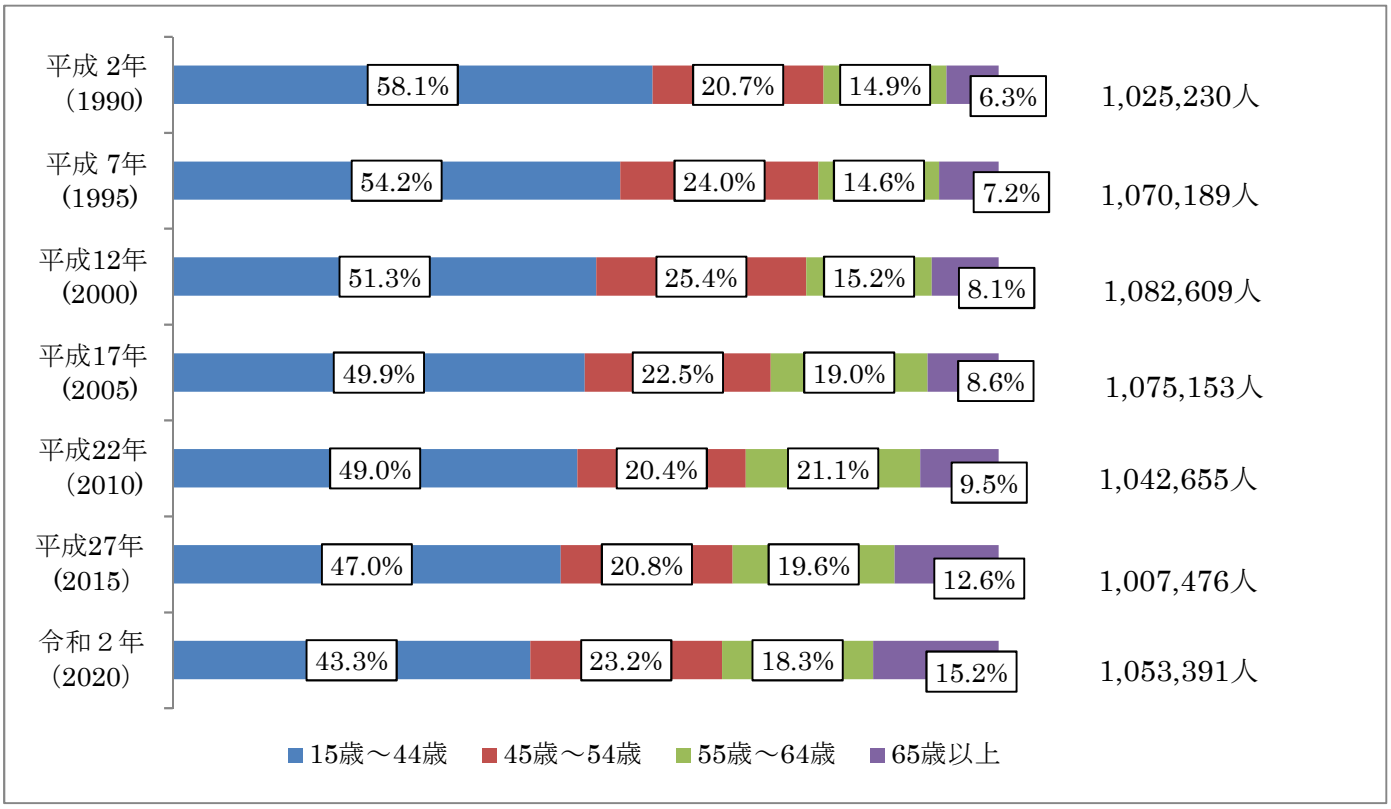

（資料出所：「国勢調査」）

表－６　全国労働力人口の推移と見通し

注　：グラフ上の数字は労働力人口（万人）、（　）内は構成割合

資料：令和２年（2020）までは総務省統計局「労働力調査」

令和７年（2025）以降は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018 年度版）」

３．高年齢者雇用対策の推移

本格的な高齢社会を迎え、高年齢者の雇用の安定を図ることは、高年齢者の雇用対策を推進する上で最も重要な課題である。

国では、昭和 48 年に雇用対策法を改正して、定年延長の促進のための対策を充実し、定年延長奨励金制度を創設するとともに、昭和 51 年には高年齢者雇用率制度を、昭和 57 年には高年齢者雇用確保助成金制度を創設、さらに昭和 59 年には、今後の高年齢者の雇用形態の変化等を考慮し、短時間勤務を含めた制度の拡充が行われた。

なお、昭和 61 年 10 月には、今後の高齢社会に対応した高年齢者雇用就業対策を講じるため高年齢者雇用安定法が制定され、60 歳定年が法制化されるとともに、事業主には定年等で退職する高年齢者の再就職の援助が義務づけられた。また、高年齢者雇用奨励金をはじめとした助成金の拡充も図られた。

平成２年には、65 歳までの継続雇用を推進するための継続雇用制度導入奨励金制度が創設される等、年々各種助成金制度の充実が図られている。

平成２年 10 月から、定年後 65 歳までの再雇用を事業主の努力義務とすること等を主な内容とする法の一部改正が施行され、さらに 12 月には高年齢者等職業安定対策基本方針が策定され、高年齢者雇用についての目標や条件整備の指針等が示された。

また、平成６年６月には、平成 10 年４月１日施行による 60 歳以上定年の義務化、65 歳までの継続雇用制度の導入又は改善に関する計画の作成等や高年齢者に係る労働者派遣事業の特例等を主な内容とする高年齢者雇用安定法の一部改正が施行された。

その後、平成 12 年５月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保、高年齢者等に対する再就職の援助・促進、シルバー人材センターの業務の範囲の拡大等が平成 12 年 10 月１日から施行された。

平成 13 年４月、雇用対策法が改正され、事業主の募集・採用における年齢制限の緩和の努力義務が規定され、平成 13 年 10 月から施行されてきたところであるが、平成 16 年６月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、高年齢者の安定的な雇用確保のため、65 歳までの高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）が事業主への義務となったほか、求職活動支援書の作成・交付、労働者の募集及び採用の際に年齢制限をする場合の理由の提示、シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業の手続の特例等の４項目が施行された。

平成 18 年４月１日から高年齢者雇用安定法が改正施行され、事業主は①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のいずれかにより、少なくとも年金支給開始年齢まで働き続けることができるよう、65 歳までの雇用確保措置が義務づけられた。

平成 24 年８月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定が平成 25 年４月１日に施行された。

平成 28 年４月には高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備を目的として、高年齢者雇用安定法の一部が改正された。

令和３年４月１日から高年齢者雇用安定法が改正となり、65 歳までの雇用確保措置（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置（努力義務）が新設、施行された。

４．高年齢者の雇用状況

令和４年６月１日現在における県内の高年齢者雇用状況報告について、県内に本社のある常用労働者 21 人以上規模の民間企業を対象とした調査によると、55 歳以上の高年齢者の雇用割合は 25.1%となっている。（前年比 0.7 ポイント増）（表－７）

これを企業規模別に見ると 21～30 人が 30.8％（前年 29.2%）、31～50 人が 28.9%（前年 28.2%）、51～100 人が 27.9%（前年 27.1%）、101～300 人が 25.6%（前年 25.4%）、301～500 人が 25.0%（前年 23.7%）、501～1,000 人が 21.7%（前年 20.8%）、1,001 人以上が 20.3%（前年 19.3%）と企業規模が小さくなるほど高年齢者の雇用割合は高まっている。また、産業別に見ると鉱業、採石業、砂利採取業が 36.5%、運輸、郵便業が 35.5%、サービス業（他に分類されないもの）が 34.9%と雇用割合が高くなっているのに対し、学術研究、専門・技術サービス業が 14.0%、情報通信業が 14.1%、教育、学習支援業が 17.6%と低くなっており、企業規模、産業別間に格差がみられる。（表－８、９）

表－7　年度別高年齢者(55歳以上)雇用状況　　(各年6月1日現在)

年　別	企業規模	企業数	常用労働者(全数)	うち高年齢者数	全数に占める高年齢者の割合
平成24年	31 人 以 上	1,643	237,706	45,358	19.1
	うち301人以上	134	107,130	17,017	15.9
平成25年	31 人 以 上	1,741	246,012	47,569	19.3
	うち301人以上	136	108,117	17,366	16.1
平成26年	31 人 以 上	1,771	250,659	50,504	20.1
	うち301人以上	138	109,704	18,616	17.0
平成27年	31 人 以 上	1,798	255,053	52,682	20.7
	うち301人以上	145	113,615	19,739	17.4
平成28年	31 人 以 上	1,835	263,673	56,244	21.3
	うち301人以上	150	118,508	21,702	18.3
平成29年	31 人 以 上	1,886	272,382	60,139	22.1
	うち301人以上	159	124,283	23,933	19.3
平成30年	31 人 以 上	1,962	279,557	63,491	22.7
	うち301人以上	149	124,337	23,962	19.3
令和元年	31 人 以 上	1,989	283,122	66,188	23.4
	うち301人以上	151	125,945	25,576	20.3
令和2年	31 人 以 上	2,093	288,820	68,801	23.8
	うち301人以上	153	126,455	26,261	20.8
令和3年	21 人 以 上	3,255	327,568	79,988	24.4
	31 人 以 上	2,393	305,631	73,575	24.1
	うち301人以上	152	129,447	26,778	20.7
令和4年	21 人 以 上	3,291	331,996	83,486	25.1
	31 人 以 上	2,401	309,395	76,519	24.7
	うち301人以上	157	133,245	28,902	21.7

(注)令和3年から企業規模区分見直し　　資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－8　規模別高年齢者(55歳以上)雇用状況　　(令和4年6月1日現在)

区分 / 規模	企業数	常用労働者数	うち高年齢者数	高年齢者雇用割合 令和4年6月1日(%)	令和3年6月1日(%)	増減(ポイント)
21～30人	890	22,601	6,967	30.8	29.2	1.6
31～50人	978	37,971	10,965	28.9	28.2	0.7
51～100人	760	54,021	15,091	27.9	27.1	0.8
101～300人	506	84,149	21,561	25.6	25.4	0.2
301～500人	77	28,689	7,184	25.0	23.7	1.3
501人～1,000人	53	36,909	8,004	21.7	20.8	1.3
1,001人以上	27	67,656	13,714	20.3	19.3	1.0
計	3,291	331,996	83,486	25.1	24.4	0.7

(注)令和3年から企業規模区分見直し　　資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－9　産業別高年齢者(55歳以上)雇用状況　　(令和4年6月1日現在)

区分 / 産業別		企業数	常用労働者数	うち高年齢者数	高年齢者雇用割合 令和4年6月1日(%)	令和3年6月1日(%)	増減(ポイント)
A,B 01～04	農、林、漁業	35	1,631	466	28.6	27.5	1.1
C 05	鉱業、採石業、砂利採取業	13	676	247	36.5	35.6	0.9
D 06～08	建設業	223	11,923	2,932	24.6	24.5	0.1
E 09～32	製造業	889	80,594	19,295	23.9	23.0	0.9
F 33～36	電気・ガス・熱供給・水道業	9	523	113	21.6	21.5	0.1
G 37～41	情報通信業	44	5,156	727	14.1	12.9	1.2
H 42～49	運輸、郵便業	278	20,651	7,341	35.5	34.8	0.7
I 50～61	卸売業、小売業	376	57,476	13,347	23.2	22.2	1.0
J 62～67	金融業、保険業	20	8,030	1,866	23.2	22.2	1.0
K 68～70	不動産業、物品賃貸業	35	5,130	1,092	21.3	20.2	1.1
L 71～74	学術研究、専門・技術サービス業	59	7,431	1,038	14.0	12.8	1.2
M 75～77	宿泊業、飲食サービス業	103	9,956	2,620	26.3	27.9	▲1.6
N 78～80	生活関連サービス業、娯楽業	145	9,778	3,171	32.4	31.1	1.3
O 81、82	教育、学習支援業	152	21,094	3,722	17.6	17.1	0.5
P 83～85	医療、福祉	618	62,891	15,871	25.2	25.0	0.2
Q 86、87	複合サービス事業	20	4,592	1,093	23.8	23.2	0.6
R 88～96	サービス業(他に分類されないもの)	272	24,464	8,545	34.9	33.4	1.5
S 97～99	その他	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計		3,291	331,996	83,486	25.1	24.4	0.7

(注)　平成21年から産業分類変更　　資料出所:高年齢者雇用状況報告

５．高年齢者の求人・求職状況

表－１０　本県における年齢別常用職業紹介状況（パートを含む）　（令和４年10月分）

項目 / 年齢	月間有効求人数（A）	月間有効求職者数			就職件数		求人倍率	就職率
		全数（B）	（C）うち新規	うち雇用保険受給者	全数（D）	うち雇用保険受給者	（A）／（B）	（D）／（C）×１００
19 歳 以 下	3,842	385	70	28	24	0	9.98	34.3
20 ～ 24 歳	4,286	2,502	503	586	129	29	1.71	25.6
25 ～ 29 歳	4,272	3,330	586	1,137	182	53	1.28	31.1
30 ～ 34 歳	4,177	3,043	554	954	154	32	1.37	27.8
35 ～ 39 歳	3,947	3,081	536	938	179	51	1.28	33.4
40 ～ 44 歳	3,705	3,099	550	859	200	46	1.20	36.4
45 ～ 49 歳	3,422	3,582	655	1,060	217	54	0.96	33.1
50 ～ 54 歳	3,401	3,517	618	1,150	193	63	0.97	31.2
55 ～ 59 歳	3,388	3,301	510	1,246	157	44	1.03	30.8
60 ～ 64 歳	2,196	3,713	586	1,674	186	57	0.59	31.7
65 歳 以 上	1,706	4,007	943	364	214	10	0.43	22.7
合　　計	38,342	33,560	6,111	9,996	1,835	439	1.14	30.0
うち45歳以上の全数	14,113	18,120	3,312	5,494	967	228	0.78	29.2
うち55歳以上の全数	7,290	11,021	2,039	3,284	557	111	0.66	27.3

資料出所：職業安定部業務統計

表－11　中高年齢者の職業紹介状況(常用)　　(学卒及びパートを除く)

区分 / 年別	新規求職			就職					就職率(%)
	計	男	女	計	うち55歳以上	うち65歳以上	男	女	
平成21年	28,485	21,966	6,381	6,049	2,605	180	4,544	1,486	21.2
22年	26,975	20,445	6,399	6,709	2,915	150	5,061	1,621	24.9
23年	23,391	16,665	6,666	6,362	2,688	157	4,581	1,768	27.2
24年	22,949	16,331	6,575	6,341	2,611	197	4,490	1,840	27.6
25年	22,594	15,481	7,084	6,210	2,551	244	4,205	1,999	27.5
26年	22,520	15,256	7,233	6,258	2,594	266	4,188	2,067	27.8
27年	21,445	14,281	7,129	5,944	2,363	269	3,884	2,057	27.7
28年	21,694	14,298	7,379	5,965	2,503	296	3,871	2,092	27.5
29年	20,752	13,631	7,112	6,056	2,429	308	3,941	2,114	29.2
30年	20,869	13,412	7,434	5,702	2,523	382	3,846	2,237	27.3
令和元年	21,538	13,659	7,860	5,779	2,341	369	3,575	2,204	26.8
令和2年	22,695	14,415	8,274	5,042	2,078	346	3,246	1,795	22.2
令和3年	21,691	13,995	7,689	5,101	2,166	393	3,316	1,785	23.5

(注)中高年・・・・・45歳以上
　　高年齢・・・・・55歳以上

資料出所:職業安定部業務統計

表－12　令和4年高年齢者常用職業紹介業務取扱状況　　(常用的パートを含む)

項目 / 月別	新規求職申込件数				月間有効求職者数					就職件数					就職率(%)
	合計	55～59歳	60～64歳	65歳以上	合計	55～59歳	60～64歳	65歳以上	うち保険受給者	合計	55～59歳	60～64歳	65歳以上	うち保険受給者	
合計	15,600	3,944	4,475	7,181	82,403	24,095	27,167	31,141	25,167	3,819	1,187	1,254	1,378	823	24.5
令和4年4月	3,445	726	1,011	1,708	12,576	3,527	4,107	4,942	3,573	563	155	204	204	109	16.3
5月	2,349	574	690	1,085	12,691	3,518	4,053	5,120	3,656	561	169	182	210	114	23.9
6月	1,997	551	573	873	12,458	3,494	3,981	4,983	3,813	562	178	181	203	125	28.1
7月	1,868	536	509	823	11,490	3,447	3,830	4,213	3,742	520	171	177	172	130	27.8
8月	1,934	534	561	839	11,092	3,422	3,740	3,930	3,661	503	170	153	180	105	26.0
9月	1,968	513	545	910	11,075	3,386	3,743	3,946	3,438	553	187	171	195	129	28.1
10月	2,039	510	586	943	11,021	3,301	3,713	4,007	3,284	557	157	186	214	111	27.3

※就職率＝就職件数÷新規求職申込件数

6. 定年制の状況

高年齢者の雇用に特に大きな影響を及ぼしているのが定年制である。定年の定め方には一律に定めるもの、職種別に定めるもの等があるが、大部分の企業が一律定年制を取り入れている。

(1) 定年制の状況

令和4年6月1日現在における県内の民間企業(企業規模21人以上)のうち、一律定年制を有する企業のすべてが60歳以上の定年制を有し、65歳以上の定年は834社(26.5%)となっている。

定年制の推移を見ると一律定年制を有する企業(企業規模21人以上)のうち、65歳以上の定年制を定めている企業は、平成22年度には9.7%であったのに対し、令和4年度では26.5%と着実に伸びているが全体的にみて定年制は60歳で、その後継続雇用で対応している企業が主流となっている。(表-13)

また、企業規模別、産業別の定年状況は表-14、15のとおりである。

(2) 65歳以上への定年延長の普及促進

平成6年の高年齢者雇用安定法の改正(施行は平成10年4月1日)により、60歳以上定年制が義務化され、現在、60歳以上定年はほぼ完全に定着している。

少子高齢化の急速な進行と年金支給開始年齢の段階的な引上げにより、65歳までの安定した雇用を確保するため、平成16年に高年齢者雇用安定法が改正(施行は平成18年4月1日)され、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のいずれかの措置を設けることが義務付けられたが、この改正では、65歳までの希望者全員の雇用を確保する制度を設ける制度とはされておらず、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、平成24年8月に高年齢者雇用安定法が改正(施行は平成25年4月1日)され、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定され、令和3年4月1日からは、70歳までの就業確保措置が努力義務として施行された。

高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置については、その多くが継続雇用制度の導入によるものであり、65歳以上への定年引上げ、または定年制の廃止による措置を講じている企業は29.7%にとどまっている。

生涯現役社会の実現に向けて、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があるため、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う企業等の奨励、雇用保険の適用など高齢者雇用を支える法制度の整備を行い、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化を図っている。

表－13 定年制の状況 (各年6月1日現在)

区分 / 年別	企業規模	企業数	定年制がない企業	計	一律定年制企業					
					59歳以下	60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
平成22年	31 人 以 上	1,540	20	1,431	0	1,249	43	126	0	13
	うち301人以上	135	1	120	0	112	4	4	0	0
平成23年	31 人 以 上	1,619	36	1,509	0	1,315	37	138	0	19
	うち301人以上	134	0	120	0	110	6	4	0	0
平成24年	31 人 以 上	1,643	36	1,522	0	1,316	37	150	0	19
	うち301人以上	134	0	119	0	105	7	7	0	0
平成25年	31 人 以 上	1,741	44	1,697	0	1,421	37	215	0	24
	うち301人以上	136	0	136	0	125	5	6	0	0
平成26年	31 人 以 上	1,771	45	1,726	0	1,436	38	222	0	30
	うち301人以上	138	0	138	0	128	5	5	0	0
平成27年	31 人 以 上	1,798	46	1,752	0	1,460	33	228	0	31
	うち301人以上	145	1	144	0	132	6	6	0	0
平成28年	31 人 以 上	1,835	48	1,787	0	1,475	37	243	0	32
	うち301人以上	150	1	149	0	134	6	9	0	0
平成29年	31 人 以 上	1,886	48	1,838	0	1,504	40	250	14	30
	うち301人以上	159	0	159	0	141	6	12	0	0
平成30年	31 人 以 上	1,962	61	1,901	0	1,537	45	267	20	32
	うち301人以上	149	0	149	0	133	5	10	0	1
令和元年	31 人 以 上	1,989	58	1,931	0	1,528	48	293	25	37
	うち301人以上	151	0	151	0	133	6	11	0	1
令和2年	31 人 以 上	2,093	56	2,037	0	1,579	49	339	28	42
	うち301人以上	153	0	153	0	134	8	10	0	1
令和3年	21 人 以 上	3,255	144	3,111	0	2,274	73	646	48	70
	31 人 以 上	2,393	76	2,317	0	1,732	58	443	31	53
	うち301人以上	152	0	152	0	131	8	12	0	1
令和4年	21 人 以 上	3,291	144	3,147	0	2,239	74	703	49	82
	31 人 以 上	2,401	75	2,326	0	1,697	58	478	29	64
	うち301人以上	157	0	157	0	131	8	17	0	1

(注) 令和3年から企業規模区分見直し

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－14 規模別定年制の状況　　令和4年6月1日現在

規模＼区分		企業数	定年制がない企業	計	定年制がある企業				
					60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
企業規模別	企業数	3,291	144	3,147	2,239	74	703	49	82
	割合％	〔100.0〕	〔4.4〕	〔95.6〕	〔68.0〕	〔2.2〕	〔21.4〕	〔1.5〕	〔2.5〕
	21～30人	890	69	821	542	16	225	20	18
	31～50人	978	50	928	653	22	208	12	33
	51～100人	760	20	740	533	17	162	9	19
	101～300人	506	5	501	380	11	91	8	11
	301～500人	77	0	77	64	4	8	0	1
	501～1,000人	53	0	53	43	3	7	0	0
	1,001人以上	27	0	27	24	1	2	0	0

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－15 産業別定年制の状況　　令和4年6月1日現在

産業＼区分			企業数	定年制がない企業	計	定年制がある企業				
						60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
産業別	企業数		3,291	144	3,147	2,239	74	703	49	82
	割合％		〔100.0〕	〔4.4〕	〔95.6〕	〔68.0〕	〔2.2〕	〔21.4〕	〔1.5〕	〔2.5〕
	A,B 01～04	農、林、漁業	35	5	30	23	2	5	0	0
	C 05	鉱業、採石業、砂利採取業	13	0	13	11	0	1	0	1
	D 06～08	建設業	223	15	208	129	8	64	2	5
	E 09～32	製造業	889	26	863	649	21	165	14	14
	F 33～36	電気・ガス熱供給・水道業	9	1	8	6	0	1	0	1
	G 37～41	情報通信業	44	1	43	38	1	4	0	0
	H 42～49	運輸、郵便業	278	8	270	168	5	72	11	14
	I 50～61	卸売業、小売業	376	19	357	280	11	58	1	7
	J 62～67	金融業、保険業	20	0	20	19	0	1	0	0
	K 68～70	不動産業、物品賃貸業	35	0	35	28	0	7	0	0
	L 71～74	学術研究、専門・技術サービス業	59	2	57	50	1	5	0	1
	M 75～77	宿泊業、飲食サービス業	103	7	96	70	2	18	3	3
	N 78～80	生活関連サービス業、娯楽業	145	8	137	103	2	29	1	2
	O 81、82	教育、学習支援業	152	2	150	103	3	41	0	3
	P 83～85	医療、福祉	618	24	594	380	10	174	12	18
	Q 86、87	複合サービス事業	20	0	20	18	1	1	0	0
	R 88～96	サービス業(他に分類されないもの)	272	26	246	164	7	57	5	13
	S 97～99	その他	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 企業規模21人以上

資料出所:高年齢者雇用状況報告

７．継続雇用及び再就職の促進

（１）70 歳までの就業機会の確保のための企業の普及促進

高年齢者の安定的な雇用確保のため、平成 16 年に高年齢者雇用安定法が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年制の廃止での雇用確保措置の法的義務化（義務化年齢を平成 25 年度までに段階的に引上げ）が平成 18 年４月１日から施行された。

さらに、平成 24 年の高齢法改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止となり、65 歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする 65 歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの措置が求められ平成 25 年４月１日から施行。※ただし、施行前に労使協定により対象者を限定する基準を定めている事業主については、年金（報酬比例部分）の支給開始年齢以上の者に対して基準を適用できる 12 年間の経過措置を設けた。

また、令和２年に 65 歳までの雇用確保（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、70 歳までの定年の引上げ、70 歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止または 70 歳までの継続的に業務委託契約を締結する制度の導入等、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が新設され、令和３年４月１日施行となった。

雇用確保措置の完全定着の実現とさらに 70 歳まで働ける企業の普及・促進のため、企業の方と接触する様々な機会を活用し、高年齢者雇用に関する機運の熟成を図るよう努める。「生涯現役社会」の実現と就業確保措置の実施状況をさらに高めるため、就業確保措置未実施企業への周知・啓発指導を展開している。

（２）高年齢者雇用確保措置等の実施状況

① 65 歳までの雇用確保措置の実施状況（表-16）
- 65 歳までの雇用確保措置を実施済の企業の割合は 99.9％（3,289 社）

② 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等の状況（表-16）
- 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 61.1％（2,012 社）
- 「70 歳以上働ける企業」の割合は 40.8％（1,344 社）

③ 60 歳定年企業における定年到達者に占める継続雇用者の割合（表-19）
- 過去１年間の定年到達者 3,785 人のうち定年後に継続雇用された者の割合は 89.1%

④ 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（表-20）
- 経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において基準を適用できる年齢（64 歳）に到達した者（460 人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 427 人で割合は 92.8%

（３）高年齢者の継続雇用促進のための相談・援助

60 歳定年を基盤として 65 歳までの継続雇用を促進するために、企業においては賃金コストの問題や人事管理上の問題、作業環境等検討すべき様々な課題がある。

これらの課題を解決するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部との連携のもとに、事業主に対して 65 歳超雇用推進プランナーによる継続雇用に伴う就業規則や賃金、退職金等の賃金体系、人事体系、職務再設計についての相談、助言を行っている。

(4) 高年齢者の再就職の促進

高年齢者の就労意欲、就職条件、希望職種等については、個人の資質、健康、能力等により多様化している。

このような状況を踏まえて、職業安定機関においては、きめ細かな情報の提供、職業相談を実施し、個々の高年齢者に見合った求人の確保に努め、再就職の促進を図っている。

さらに、ハローワーク宇都宮、栃木、足利、真岡、大田原、小山には「生涯現役支援窓口」を設置し、特に65歳以上の高年齢求職者への再就職支援の充実・強化を図っている。

また、能力再開発訓練を実施する等、職業能力機関との連携により、高年齢者の希望、適正等を考慮した職業訓練の機会を提供し、雇用機会の確保に努めている。

(5) 事業主による再就職援助

高年齢者雇用安定法により、事業主は定年退職者等の再就職援助に努めることとされている。このため、定年退職後等における再就職が早期に促進されるよう、事業主に対し次のことについて周知・啓発を実施している。

① 「事業主都合による解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている中高年齢者に対する求職活動支援書の作成・交付

② 高年齢離職者が発生する場合の多数離職届のハローワークへの提出

(6) 定年退職後における臨時的、短期的な就業の場の確保

高年齢者が生きがいを持って社会参加することが可能となるよう、シルバー人材センターの活用により、高年齢者の就業ニーズの多様化や地域の需要に応じた就業機会の確保を図るため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の場を提供できるよう努めている。

表－16 「65歳以上働ける企業」及び「70歳以上働ける企業」の状況　（令和4年6月1日現在）

	企業総数	実施済	「65歳以上働ける企業」の状況					未実施	「70歳以上働ける企業」の状況					
			合計 (a+b+c+d)	a 定年制なし	b 65歳以上定年	c 65歳以上の継続雇用（基準なし）	d 65歳以上の継続雇用（基準あり）		合計 (a+b+c+d+e)	a 定年制なし	b 70歳以上定年	c 70歳以上の継続雇用（基準なし）	d 70歳以上の継続雇用（基準あり）	e その他70歳以上まで働ける制度（注2）
21～300人	3,134	3,132	3,132	144	816	1,914	258	2	1,291	144	81	377	371	318
	100.0%	99.9%	99.9%	4.6%	26.0%	61.1%	8.2%	0.1%	41.2%	4.6%	2.6%	12.0%	11.8%	10.1%
21～30人	890	890	890	69	263	537	21	0	377	69	18	130	88	72
	100.0%	100.0%	100.0%	7.8%	29.6%	60.3%	2.4%	0.0%	42.4%	7.8%	2.0%	14.6%	9.9%	8.1%
31～300人	2,244	2,242	2,242	75	553	1,377	237	2	914	75	63	247	283	246
	100.0%	99.9%	99.9%	3.3%	24.6%	61.4%	10.6%	0.1%	40.7%	3.3%	2.8%	11.0%	12.6%	11.0%
301人以上	157	157	157	0	18	98	41	0	53	0	1	12	24	16
	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	11.5%	62.4%	26.1%	0.0%	33.8%	0.0%	0.6%	7.6%	15.3%	10.2%
21人以上総計	3,291	3,289	3,289	144	834	2,012	299	0	1,344	144	82	389	395	334
	100.0%	99.9%	99.9%	4.4%	25.3%	61.1%	9.1%	0.0%	40.8%	4.4%	2.5%	11.8%	12.0%	10.1%
31人以上総計	2,401	2,399	2,399	75	571	1,475	278	2	967	75	64	259	307	262
	100.0%	99.9%	99.9%	3.1%	23.8%	61.4%	11.6%	0.1%	40.3%	3.1%	2.7%	10.8%	12.8%	10.9%

（注） 企業規模21人以上

（注2） 「その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

資料出所：高年齢者雇用状況報告

表－17 高年齢者雇用確保措置の実施状況

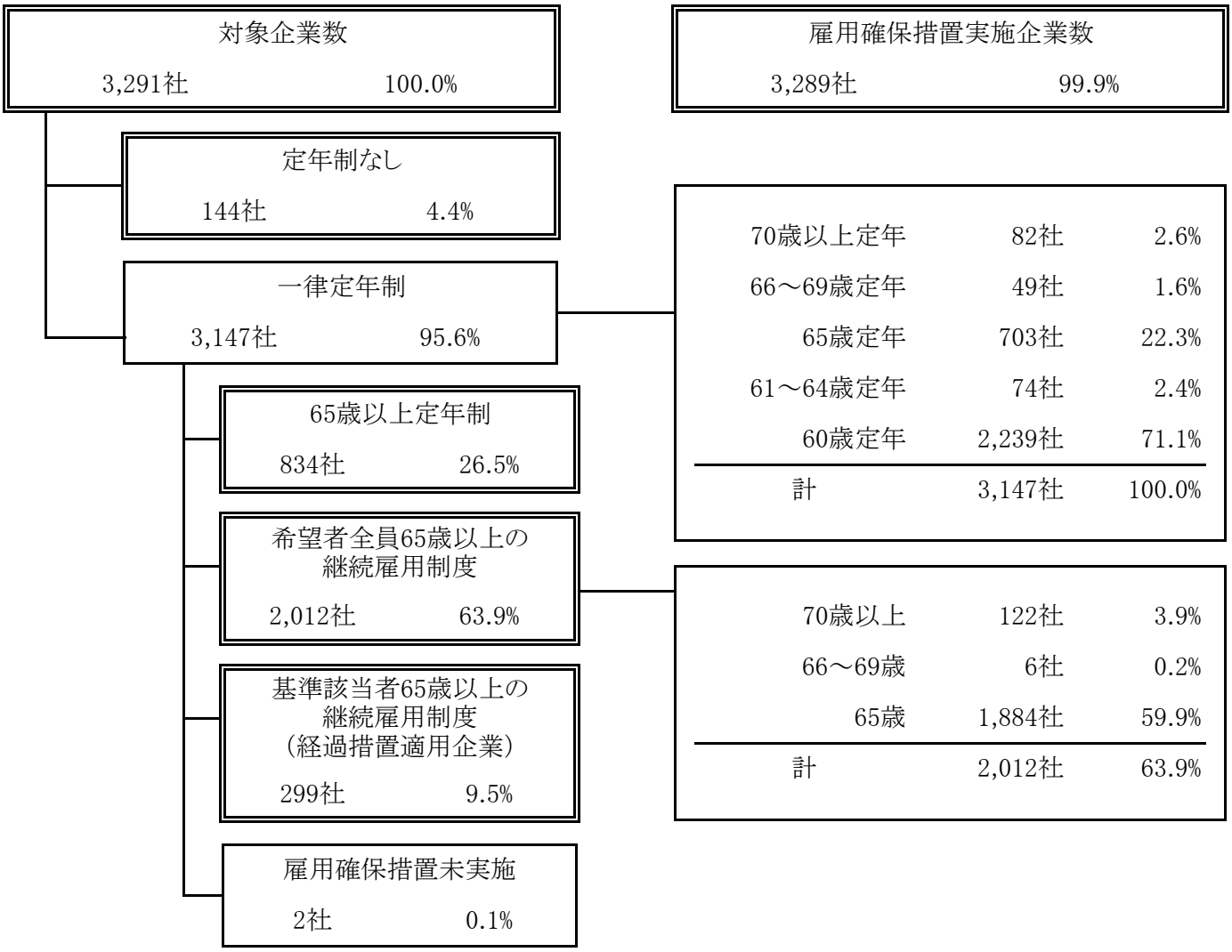

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－18 高年齢者雇用確保措置等の実施状況(規模別) (令和4年6月1日現在)

	企業総数	雇用確保措置					
		実施済み	定年制なし	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	経過措置適用企業	未実施
21～30人	890	890	69	263	558	21	0
31～50人	978	977	50	253	674	65	1
51～100人	760	759	20	190	549	85	1
101～300人	506	506	5	110	391	87	0
301～500人	77	77	0	9	68	20	0
501～1,000人	53	53	0	7	46	13	0
1,001人以上	27	27	0	2	25	8	0
合　計	3,291	3,289	144	834	2,311	299	2

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－19　60歳定年企業における定年到達者等の状況　　（令和4年6月1日現在）

	企業数（社）	定年到達者総数（人）	定年退職者数（継続雇用を希望しない者）		継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）		継続雇用の終了による離職者数（人）
60歳定年企業で定年到達者がいる企業等	1,327	3,785	410	10.8%	3,372	89.1%	22	0.6%	3	0.1%	1625
うち女性	730	1,574	157	10.0%	1,416	90.0%	4	0.3%	1	0.1%	664

※過去1年間（令和3年6月1日から令和4年5月31日）に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。

資料出所：高年齢者雇用状況報告

表－20　経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況　　（令和4年6月1日現在）

	企業数（社）	基準を適用できる年齢に到達した者の総数（人）	継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）		継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		継続雇用終了者数（基準に該当しない者）	
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者（64歳）がいる企業	110	460	30	6.5%	427	92.8%	3	0.7%
うち女性	48	200	17	8.5%	182	91.0%	1	0.5%

※令和3年6月1日から令和4年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。

資料出所：高年齢者雇用状況報告

Ⅰ　高年齢者雇用安定法について

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわりなくその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法　～65歳までの雇用確保（義務）～

○ **60歳未満の定年禁止**　（高年齢者雇用安定法第８条）
事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

○ **65歳までの雇用確保措置**　（高年齢者雇用安定法第９条）
定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。
① 65歳までの定年引き上げ
② 定年制の廃止
③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。
※　平成25年３月31日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年３月31日までに段階的に引き上げなければなりません（平成24年改正法の経過措置）。

高年齢者雇用確保措置の実施に係る公共職業安定所（ハローワーク）の指導を繰り返し受けたにもかかわらず何ら具体的な取り組みを行わない企業には、勧告書の発出、勧告に従わない場合は企業名の公表を行う場合があります。

改正のポイント　～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。（令和３年４月１日施行）

① **70歳までの定年引き上げ**
② **定年制の廃止**
③ **70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入**
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
④ **70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入**
⑤ **70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入**
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

高年齢者雇用安定法第11条に基づく**高年齢者雇用推進者（＊）の業務に、高年齢者就業確保措置の推進も追加**されます。また、名称も高年齢者雇用等推進者に変更になっています。
＊各企業で選任することが努力義務とされている、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者。

※　定年や雇用確保措置、就業確保措置の変更や新設を行う場合、就業規則等を変更する必要があります。（常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。）

Ⅱ 高年齢者就業確保措置について

高年齢者就業確保措置の努力義務を負う事業主：

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

以下の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講ずるよう努める必要があります（努力義務）。

＜高年齢者就業確保措置＞
（新設・70歳まで・努力義務）

①70歳までの定年引き上げ
②定年廃止
③70歳までの継続雇用制度の導入 （特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）

創業支援等措置（雇用によらない措置）
（過半数労働組合等（※）の同意を得て導入）

④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

【参考】

＜高年齢者雇用確保措置＞
（現行・65歳まで・義務）

⑴65歳までの定年引き上げ
⑵定年廃止
⑶65歳までの継続雇用制度の導入 （特殊関係事業主（子会社・関連会社等）によるものを含む）

過半数労働組合等とは？

労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者を指します。

＜労働者の過半数を代表する者を選出する際の留意事項＞

- 労働基準法第４１条第２号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと
- 創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きで選出された者であって、事業主の意向に基づき選出された者でないこと

高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ

ハローワーク（公共職業安定所）

所　名	所　在　地	郵便番号	電話番号	管　轄　区　域
宇都宮	宇都宮市明保野町1－4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	320-0845	028－638-0369	宇都宮市、高根沢町、上三川町
那須烏山 （出張所）	那須烏山市城東4－18	321-0622	0287-82-2213	那須烏山市、那珂川町
鹿　沼	鹿沼市睦町287－20	322-0031	0289-62-5125	鹿沼市
栃　木	栃木市河合町1－29 栃木地方合同庁舎1階	328-0041	0282-22-4135	栃木市、壬生町
佐　野	佐野市天明町2553	327-0014	0283-22-6260	佐野市
足　利	足利市丸山町688－14	326-0057	0284-41-3178	足利市
真　岡	真岡市荒町5101	321-4305	0285-82-8655	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
矢　板	矢板市末広町3－2	329-2162	0287-43-0121	矢板市、さくら市、塩谷町
大田原	大田原市紫塚1－14－2	324-0058	0287-22-2268	大田原市、那須塩原市のうち 旧西那須野町、旧塩原町
小　山	小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	323-0014	0285-22-1524	小山市、下野市、野木町
日　光	日光市今市本町32－1	321-1272	0288-22-0353	日光市
黒　磯	那須塩原市共墾社119－1	325-0027	0287-62-0144	那須塩原市のうち 旧黒磯市、那須町

R5．3